

防 災 会 議 資 料

令 和 5 年 8 月 3 0 日

資料 1 別紙 1 (審議事項 1)

# 東京都北区地域防災計画

(震災対策編・風水害対策編)

令和6年3月改定

東京都北区防災会議



# 東京都北区地域防災計画令和6年3月改定

## 目次

(震災対策編・風水害対策編抜粋)

### 震災対策編 本編

#### 第1部 総 則

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格及び範囲	1
3 計画の修正	2
4 計画の習熟	2
第2章 区の概況	3
1 位 置	3
2 地形と地質	3
3 人 口	3
4 被害想定	4
4-1 首都直下地震	4
4-2 南海トラフ巨大地震	12
5 地域危険度	15
5-1 調査の目的	15
5-2 調査の方法	15
5-3 調査結果	15
第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定	17
第4章 複合災害への対応	19
1 はじめに	19
2 複合災害に備え留意すべき事項	20
第5章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	21

#### 第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割	23
1 区、区民、事業者の基本的責務	23
2 防災機関業務大綱	25
第2章 区民と地域の防災力向上	43

【基本方針】	43
【予防対策】	44
1 自助による区民の防災力向上	44
1-1 区民による自助の備え	44
1-2 防災意識の啓発	45
1-3 防災教育・防災訓練の充実	51
1-4 外国人支援対策	58
2 地域による共助の推進	58
3 マンション防災における自助・共助の構築	62
4 消防団の活動体制の強化	63
5 事業者による自助・共助の強化	63
6 ボランティアとの連携	66
7 小・中学校の防災対策	69
【応急対策】	71
1 自助による応急対策の実施	71
1-1 区民自身による応急対策	71
1-2 外国人の情報収集等に係る支援	71
2 地域による応急対策の実施	73
3 消防団による応急対策の実施	74
4 事業者による応急対策の実施	76
5 マンション防災における応急対策の実施	76
6 ボランティアとの連携	76
7 応急教育・応急保育	78
7-1 応急教育の実施	78
7-2 応急保育の実施	80
<b>第3章 安全なまちづくりの実現</b>	<b>81</b>
【基本方針】	81
【予防対策】	81
1 安全に暮らせるまちづくり	81
1-1 地域特性に応じた防災まちづくり	81
1-2 河川等の整備	89
1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策	89
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	91
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	92
2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進	92
2-2 エレベーター対策	96
2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	98
2-4 文化財施設の安全対策	99
3 応急危険度判定のための体制整備	100
4 液状化、長周期地震動への対策の強化	101
4-1 液状化対策の強化	101
4-2 長周期地震動対策の強化	101

5	出火、延焼等の防止	102
5-1	消防水利の整備、防火安全対策	102
5-2	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	104
5-3	危険物等の輸送の安全化	106
	<b>【応急対策】</b>	107
1	消火・救助・救急活動及び警備活動	107
2	河川施設等の応急対策による二次災害防止	107
2-1	河川施設等の応急対策	107
2-2	砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	107
2-3	公園・児童遊園の応急対策	108
3	社会公共施設等の応急対策	108
4	被災住宅の応急危険度判定	110
5	被災宅地の応急危険度判定	111
6	危険物等の応急措置による危険防止	111
6-1	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	111
6-2	危険物輸送車両等の応急対策	119
6-3	危険動物の逸走時対策	121
	<b>【復旧対策】</b>	122
1	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	122
1-1	河川施設等の復旧	122
1-2	二次的な土砂災害防止対策	122
1-3	公園・児童遊園の復旧	122
2	社会公共施設等の復旧	122
	<b>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</b>	<b>124</b>
	<b>【基本方針】</b>	124
	<b>【予防対策】</b>	125
1	道路・橋りょう	125
2	鉄道施設	128
3	河川施設等	132
4	緊急輸送ネットワークの整備	132
4-1	緊急輸送ネットワーク	132
4-2	緊急道路障害物除去等	133
4-3	地域内輸送拠点の設置等	135
5	水道	135
6	下水道	137
7	電気・ガス・通信等	138
7-1	電気施設の安全化	138
7-2	ガス施設の安全化	139
7-3	通信施設の安全化	141
7-4	共同溝の整備促進	143
7-5	電線類の地中化推進	143
8	ライフラインの復旧活動拠点の確保	143

9 電源等の確保	144
【応急対策】	145
1 道路・橋りょう	145
1-1 道路・橋りょうの応急対策	145
1-2 交通規制	148
1-3 輸送ルート確保	152
2 鉄道施設	153
3 河川施設等	156
3-1 河川及び内水排除施設	156
3-2 防災用船着場の運用	158
3-3 河川障害物の除去	159
4 水道	159
5 下水道	160
6 電気・ガス・通信等	161
6-1 電気	161
6-2 ガス	163
6-3 通信	164
【復旧対策】	166
1 道路・橋りょう	166
2 鉄道施設	166
3 河川施設等	167
4 水道	168
5 下水道	168
6 電気・ガス・通信等	169
6-1 電気	169
6-2 ガス	169
6-3 通信	169
6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ	170
<b>第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化</b>	<b>171</b>
【基本方針】	171
【予防対策】	172
1 初動態勢の整備	172
1-1 活動庁舎等の設備	172
1-2 初動態勢の強化	172
1-3 地区本部体制の強化	172
1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢	173
1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	174
1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	174
1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	174
1-8 防災職員住宅居住者の活用	174
1-9 各種訓練の充実	174
1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	175

2	業務継続体制の確保	175
3	消火・救助・救急活動体制及び警備体制の整備	179
3-1	消火・救助・救急活動体制	179
3-2	警備体制の整備	180
4	広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）	180
5	応急活動拠点の整備	181
5-1	オープンスペースの確保	181
5-2	大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	181
5-3	ボランティアの活動拠点の明確化	181
	【応急対策】	183
1	初動態勢	183
1-1	区の責務	183
1-2	区の活動態勢	183
1-3	防災機関の活動体制	198
2	消防・救助・救急及び警備活動	202
2-1	震災消防活動	202
2-2	救助・救急活動	204
2-3	警備	205
3	応援協力・派遣要請	206
4	応急活動拠点の調整	210
	<b>第6章 情報通信の確保</b>	<b>211</b>
	【基本方針】	211
	【予防対策】	212
1	防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	212
2	区民等への情報提供体制の整備	214
3	区民相互の情報連絡等の環境整備	214
	【応急対策】	215
1	防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	215
2	緊急地震速報の利用	217
3	防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	218
3-1	基本方針	218
3-2	情報収集・伝達体制の確立	219
3-3	区の被害調査要領	222
3-4	都への報告	226
4	広報体制	227
5	相談窓口体制	232
6	区民相互の情報連絡等	232
	<b>第7章 医療救護・保健等対策</b>	<b>233</b>
	【基本方針】	233
	【予防対策】	234
1	初動医療体制等の整備	234

1-1	情報連絡体制等の確保	234
1-2	医療救護活動等の確保	236
1-3	負傷者等の搬送体制の確保	240
1-4	防疫体制の整備	240
1-5	在宅難病患者への対応	241
2	医薬品・医療資機材の確保	241
3	医療施設の基盤整備	242
4	遺体の取扱いに関する体制整備	244
	【応急対策】	245
1	初動医療体制	247
1-1	医療情報の収集伝達体制	247
1-2	初動期の医療救護活動	248
1-3	負傷者等の搬送体制	253
1-4	保健衛生体制	254
2	医薬品・医療資機材の供給	257
3	医療施設の確保	258
4	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	259
	【復旧対策】	266
1	防疫体制の確立	266
2	火葬	269
	<b>第8章 帰宅困難者等対策</b>	<b>271</b>
	【基本方針】	271
	【予防対策】	272
1	「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組等の周知徹底	272
2	帰宅困難者への情報通信態体制備	278
3	一時滞在施設の確保及び運営の支援	279
4	徒歩帰宅支援のための体制整備	280
	【応急対策】	283
1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	283
1-1	情報収集と判断	283
1-2	一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	284
1-3	帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供	286
2	事業者等における帰宅困難者対策	287
3	駅周辺での混乱防止	290
3-1	駅周辺の混乱防止	290
3-2	集客施設及び駅等における利用者保護	291
	【復旧対策】	294
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	294
1-1	帰宅ルールの周知・運用	294
1-2	鉄道運行情報等の提供	295
1-3	代替輸送手段の確保	295
2	徒歩帰宅者の支援	296



<b>第9章 避難者対策</b> .....	<b>298</b>
【基本方針】 .....	298
【予防対策】 .....	299
1 避難体制の整備 .....	299
1-1 基本的な避難行動 .....	299
1-2 避難所等の定義及び指定 .....	301
2 要配慮者の避難等支援体制の整備 .....	302
2-1 要配慮者の考え方 .....	302
2-2 避難行動要支援者への支援の考え方 .....	304
2-3 避難行動要支援者に対する避難行動支援 .....	306
2-4 福祉避難所等の定義及び指定 .....	307
2-5 福祉避難所の周知 .....	308
3 避難所の管理運営体制の整備等 .....	308
3-1 避難所の開設・管理運営 .....	308
3-2 避難所における多様性への配慮 .....	310
3-3 福祉避難所の運営体制 .....	310
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進 .....	312
4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進 .....	312
4-2 避難所等の応急危険度判定のための体制整備 .....	313
5 車中泊 .....	314
【応急対策】 .....	315
1 避難誘導 .....	315
2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等 .....	318
2-1 避難場所の開設・管理運営 .....	318
2-2 避難所等の開設 .....	319
2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営 .....	321
2-4 福祉避難所の運営 .....	326
3 動物救護 .....	328
4 ボランティアの受入れ .....	329
5 被災者の他地区への移送 .....	329
6 避難所外の避難者への対応 .....	331
<b>第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b> .....	<b>332</b>
【基本方針】 .....	332
【予防対策】 .....	333
1 食料及び生活必需品等の確保 .....	333
2 飲料水及び生活用水の確保 .....	335
3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備 .....	337
4 車両・舟艇等輸送機関の確保 .....	338
【応急対策】 .....	339
1 物資の供給 .....	339
2 飲料水の供給 .....	342

3	物資の調達要請	344
4	救援物資の受入れ・配分	345
5	義援物資の取扱い	346
6	輸送車両等の調達	346
	<b>【復旧対策】</b>	<b>348</b>
1	多様なニーズへの対応	348
2	炊き出し	348
3	水の安全確保	349
4	生活用水の確保	350
5	物資の輸送	350
	<b>第11章 放射性物質対策</b>	<b>351</b>
	<b>【基本方針】</b>	<b>351</b>
	<b>【予防対策】</b>	<b>352</b>
1	情報伝達体制等の整備と区民への情報提供等	352
	<b>【応急対策】</b>	<b>353</b>
1	情報連絡体制	353
2	区民への情報提供等	353
	<b>【復旧対策】</b>	<b>355</b>
1	保健医療活動	355
2	放射性物質への対応	355
	<b>第12章 区民生活の早期再建</b>	<b>356</b>
	<b>【基本方針】</b>	<b>356</b>
	<b>【予防対策】</b>	<b>357</b>
1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	357
2	情報システムのバックアップ体制の構築	358
3	トイレの確保及びし尿処理	358
4	ごみ処理	359
5	災害廃棄物処理	359
6	災害救助法等	360
7	円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制	361
	<b>【応急対策】</b>	<b>362</b>
1	住家被害認定調査等	362
2	義援金の募集・受付・配分	363
3	トイレの確保及びし尿処理	363
4	ごみ処理	365
5	災害廃棄物処理	365
6	土石、竹木等の除去	366
7	災害救助法等の適用	367
8	激甚災害の指定	368

【復旧対策】	370
1 被災住宅の応急修理	370
2 応急仮設住宅の供与	371
3 公的住宅や民間賃貸の供給	373
4 被災者の生活相談等の支援	373
5 義援金の募集・受付・配分	375
6 被災者の生活再建資金援助等	376
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	376
6-2 被災者生活再建支援金の支給	376
7 職業のあっせん	377
8 各種減額・免除等	377
8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	377
8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等	377
8-3 国民年金保険料の免除	378
8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除	378
8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	378
8-6 障害福祉サービス費の減額・免除	378
9 日本郵便(株)の復旧・復興支援	379
10 融資	379
11 災害廃棄物処理の実施	380
12 災害救助法の運用等	380
<b>第13章 人的・物的受援（応援の受入れ）体制</b>	<b>382</b>
【基本方針】	382
【予防対策】	383
1 受援に関する方針の作成	383
2 相互応援協定締結自治体との交流	383
3 災害対応派遣要員の事前把握	383
【応急対策】	384
1 応急期受援体制	384
2 救出救助機関からの受援	384
3 人的受援	385
3-1 応援要請先	385
3-2 応援要請手続き	385
3-3 プッシュ型人的支援の受入れ	385
3-4 受援業務	386
3-5 ボランティアとの連携・支援	386
4 物的受援	387
4-1 物資の調達要請	387
4-2 プッシュ型支援の受入れ	387
4-3 個人・企業からの物資の受入れ	387
4-4 物資の集積と搬送	388
4-5 継続的要請	388
5 費用負担	389

6	被災地への人的物的応援	390
6-1	被災地への人的応援	390
6-2	被災自治体への物的支援	390
<b>第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策</b>		<b>391</b>
【富士山噴火降灰対策】		391
1	噴火による被害想定	391
2	災害予防計画	392
2-1	各防災機関の予防業務及び役割	392
2-2	訓練及び防災知識の普及	392
2-3	区民等の防災行動力の向上	392
3	災害応急・復旧対策計画	393
3-1	応急活動体制	393
3-2	情報の収集及び伝達	393
3-3	応援協力・派遣要請	393
3-4	警備・交通規制	393
3-5	避難等	394
3-6	救援・救護	394
3-7	交通機関の応急・復旧対策	394
3-8	ライフライン等の応急・復旧対策	394
3-9	宅地等の降灰対策	395
3-10	火山灰の収集及び処分	395
【大規模停電対策】		396
1	基本方針	396
2	災害予防計画	396
2-1	実施事項	396
3	災害応急対策	397
3-1	情報通信	397
3-2	災害広報	397
3-3	応急活動体制	397
3-4	消防活動	398
3-5	医療救護活動	398
3-6	交通対策	398
3-7	避難所対策	399
3-8	応急電力対策	399
3-9	給水対策	399
3-10	防犯対策	399
3-11	自衛隊派遣要請	400
3-12	広域応援	400

### 第3部 災害復興計画

第1章	復興の基本的な考え方	401
-----	------------	-----

1	復興の基本的な考え方	401
2	北区震災復興マニュアル	402
<b>第2章</b>	<b>震災復興本部</b>	<b>403</b>
1	震災復興本部の設置	403
2	震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係	404
3	震災復興本部における各部の分掌事務	404
3-1	震災復興本部における各部の分掌事務	404
3-2	復興に関わる専門職員の確保	406
3-3	復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化	406
<b>第3章</b>	<b>震災復興計画の策定</b>	<b>407</b>
1	震災復興基本方針の策定	407
2	震災復興計画の策定	407
3	特定分野計画の策定	407

# 風水害対策編 本編

## 第1部 総則

第1章 計画の方針	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格及び範囲	1
3 北区・区民等の基本的責務と役割	2
4 計画の修正	3
5 震災対策編との関係	4
6 計画の習熟	4
7 計画の前提	4
第2章 北区の概況	7
1 北区の地形と管内河川の概況	7
2 水防上注意を要する（重要水防）箇所	8
第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務	13
1 水防活動	13
2 水防の責任と任務	14

## 第2部 災害予防

第1章 水害予防対策	15
1 管内河川の改修計画	15
2 水防に関する施設計画	16
3 水防資機材・施設及び水防工法	17
4 高潮対策	21
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策	22
6 土砂災害防止法の運用	23
7 水害発生箇所の解消	24
8 都市型水害対策	24
9 流木対策	24
10 浸水対策	25
11 気象情報等	29
12 荒川下流タイムライン（拡大試行版）に沿った防災行動計画	47
第2章 都市施設対策	49
1 電 気	50
2 電 話	50
3 交 通	50
4 地下空間への浸水被害対策	51
5 下水道施設に関する情報共有	51
第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定	53

1	風水害時の避難体制の整備	53
2	風水害時の避難場所等	54
<b>第4章</b>	<b>物資・輸送対策</b>	<b>60</b>
1	食料等の確保	60
2	飲料水及び生活用水の確保	60
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	60
4	車両・舟艇等輸送機関の確保	61
<b>第5章</b>	<b>区職員の防災力向上</b>	<b>62</b>
1	水防訓練	62
2	図上演習等の実施	62
3	各種マニュアル等の作成	63
<b>第6章</b>	<b>地域防災力向上</b>	<b>64</b>
1	周知・啓発	64
2	防災訓練	66
3	地域におけるマニュアル等の整備	67
4	避難行動要支援者の支援	67
<b>第3部 災害応急・復旧</b>		
<b>第1章</b>	<b>本部体制</b>	<b>71</b>
1	状況に応じた機動的な体制	71
2	情報収集体制	73
3	水防本部	73
4	除雪本部	77
5	水害対策準備本部	78
6	災害対策本部	79
<b>第2章</b>	<b>応援協力・派遣要請</b>	<b>90</b>
1	災害時協定締結団体の実施業務	90
2	関係機関への出動要請	91
3	風水害初動対応マニュアル等による活動	91
4	河川管理者の水防活動への協力	92
<b>第3章</b>	<b>情報収集・伝達</b>	<b>93</b>
1	常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	93
2	情報・伝達・報告	98
3	防災無線放送設備等	99
4	要配慮者への情報提供	99
5	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	99
6	竜巻に関する情報収集・伝達	100
7	地下空間への情報提供	101
8	被害調査計画	101

9	広報活動	105
<b>第4章</b>	<b>消防機関の水防活動計画</b>	<b>110</b>
1	活動方針	110
2	水防態勢等	110
3	部隊編成	110
4	活動内容	111
5	災害予警報	111
<b>第5章</b>	<b>避難対策</b>	<b>112</b>
1	避難	112
2	避難場所等の開設	120
3	避難場所等の運営	122
4	避難所関係の対象、費用の限度額	123
5	保育園等と避難先一覧	123
6	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供	123
7	急傾斜地等「がけ・擁壁」対策	124
8	広域避難対応	126
<b>第6章</b>	<b>物資・輸送対策</b>	<b>129</b>
1	食料の配給	129
2	ヘリコプターの発着点	129
<b>第7章</b>	<b>衛生・防疫・ごみ・がれき等</b>	<b>130</b>
1	衛生・防疫活動	130
2	ごみ処理	130
3	がれき処理	130
4	障害物除去	130
<b>第8章</b>	<b>流木対策</b>	<b>131</b>
<b>第9章</b>	<b>ライフライン対策</b>	<b>132</b>
1	都市施設応急対策	132
2	公共土木施設応急対策	134
<b>第10章</b>	<b>被災者対策</b>	<b>135</b>
1	被災者の生活確保	135
2	融資制度	135
3	生活相談窓口	135
4	義援金等	135



# 震災対策編 本編



# 第1部 総則

---



## 第1章 計画の概要

### 1 計画の目的

東京都北区地域防災計画は、北区災害対策本部（以下「区災対本部」という。）、防災機関、その他諸機関が有する全機能を有効・適切に発揮し、また事業者、自主防災組織及び区民が総力を結集して、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議（以下「区防災会議」という。）が作成する北区に係る防災計画であり、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の自然的条件及び過去の教訓を踏まえ、あらゆる自然災害への対応を定めることを目的とする。

本計画では、平常時に行う予防対策及び事前対策並びに発災直後からの応急対策及び復旧・復興を対象とする。

構成	内容
震災対策編	
第1部 総則	・首都直下地震等の被害想定 ・被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標)等
第2部 施策ごとの具体的計画	・平常時に行う予防対策、事前対策 ・発災直後からの応急対策、復旧対策 等
第3部 災害復興計画	・震災復興の基本的な考え方 ・震災復興本部 ・震災復興計画の策定 等

### 3 計画の修正

---

区防災会議は、この計画について、法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認めたとき（地区防災会議等から地区防災計画の提案があった場合を含む。）は、修正する。

区防災会議は、当該検討を行うための資料として、各防災関係機関に対し、期日を定めて計画修正案の提出を求めるものとする。

### 4 計画の習熟

---

各防災関係機関は、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら又は各防災関係機関と共同して調査、研究、訓練等を行い、計画の習熟に努めなければならない。

## 第2章 区の概況

### 1 位置

北区は、東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市及び戸田市に、東は足立区及び荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区及び豊島区に接している。東西は約2.9km、南北は約9.3kmで、面積は20.61km<sup>2</sup>である。

### 2 地形と地質

北区の地形は、山の手台地と下町低地の2つに大分される。京浜東北線の東側が下町低地、西側が山の手台地である。台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけがよいことが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。一方、低地部は、海拔3～5mの平坦な地形になっているが、これは低地が土砂の堆積によってできたためである。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

### 3 人口

#### 1. 世帯人口

令和5(2023)年5月現在

区分	世帯	男	女	計
王子	68,508	57,988	58,965	116,953
赤羽	77,439	69,061	70,010	139,071
滝野川	59,220	49,696	50,250	99,946
合計	205,167	176,745	179,225	355,970

#### 2. 昼夜間人口

令和2(2020)年国勢調査

昼間人口	夜間人口	流出超過人口	流入人口			流出人口		
			総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
332,018	355,213	23,195	83,137	71,504	11,633	106,332	97,171	9,161

## 4 被害想定

### 4-1 首都直下地震

平成24(2012)年4月に東京都防災会議で決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」について、10年ぶりに見直しが行われた。以下では、令和4(2022)年5月に公表された最新の被害想定における北区部分の概要を示す。

#### 「首都直下地震等による東京の被害想定」想定地震（令和4(2022)年5月）

	想定地震	規模	発生確率
①	都心南部直下地震 多摩東部直下地震 都心東部直下地震 都心西部直下地震 多摩西部直下地震	M7.3	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)
②	立川断層帯地震	M7.4	今後30年以内0.5～2%
③	大正関東地震	M8クラス	今後30年以内0～6% (180年から590年の発生間隔)

- ※ フィリピン海プレート内の地震（①）はどこの場所の直下でも発生する可能性があるとして、震源位置によっては、区において、都心南部直下地震の被害想定結果以上の被害が発生する可能性がある点に留意する必要がある。
- ※ 「今後30年以内70%」の確率は、南関東地域について評価されたものであり、想定した地震のいずれかが70%以内の確率で発生することを示すものではない点に注意が必要である。



想定シーン

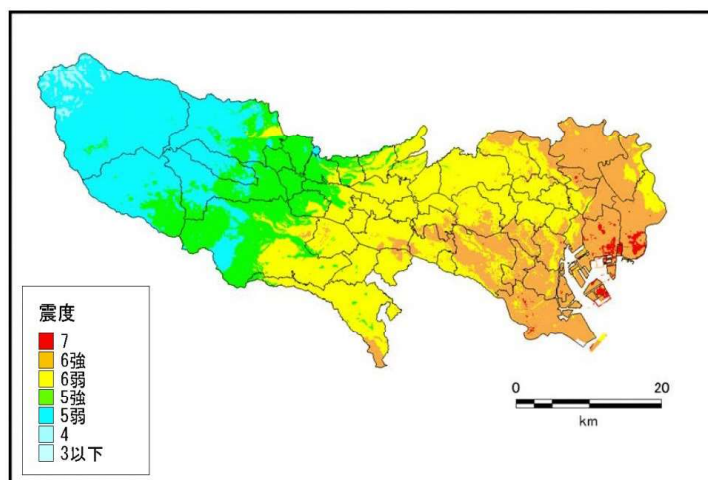
冬・早朝 5時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯</li> <li>・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬・昼 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li>・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</li> <li>・住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</li> </ul>
冬・夕 18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。</li> <li>・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

想定シーン（定性評価のみ）

夏・昼 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酷暑の中での避難行動が必要となる。停電が発生した場合には、空調停止により屋内の滞留者が多数屋外に溢れると想定される。</li> </ul>
------------	---

第1 都心南部直下地震の震度分布と被害想定

1. 震度分布



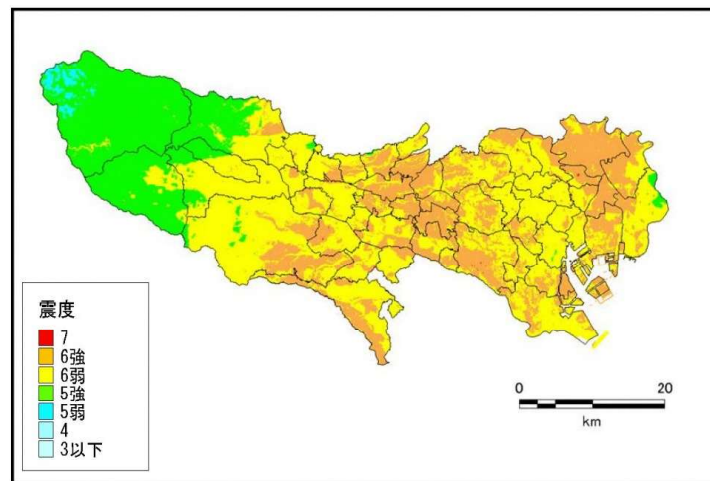
2. 被害想定

条件	時期及び時刻	冬・早朝		冬・昼		冬・夕方		
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	3,178		3,178		3,178	
		液状化(棟)	41		41		41	
		急傾斜地崩壊(棟)	3		3		3	
		計	3,222		3,222		3,222	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	226	234	273	284	518	541
	ライフ ライン	電力(停電率)	13.1		13.1		13.6	
		通信(不通率)	0.8		0.9		1.4	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0		0.0	
		上水道(断水率)	31.5		31.5		31.5	
		下水道(管きよ被害率)	4.7		4.7		4.7	
		閉じ込めにつながりうる エレベーター台数(台)	542	542	543	543	546	546
		震災廃棄物(万t)	76	76	76	76	77	77
	人的被害	死者(人)	217	217	99	100	148	149
		うち要配慮者死者数(人)	172	172	79	79	118	118
		負傷者(人)	2,761	2,761	2,002	2,002	2,437	2,437
うち重傷者(人)		315	315	248	249	386	386	
避難者(人)		85,166	85,207	85,403	85,458	86,637	86,748	
滞留者数(人)		-		308,764		308,764		
うち帰宅困難者数(人)		-		53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	1,161		756		828		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第2 多摩東部直下地震の震度分布と被害想定

1. 震度分布



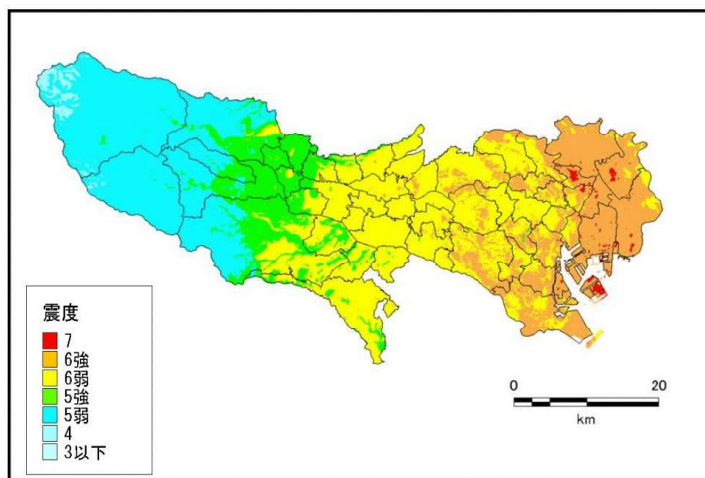
2. 被害想定

条件	時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	2,558		2,558		2,558	
		液状化(棟)	42		42		42	
		急傾斜地崩壊(棟)	3		3		3	
		計	2,603		2,603		2,603	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	194	202	239	249	439	457
	ライフ ライン	電力(停電率)	9.6		9.6		9.9	
		通信(不通率)	0.7		0.8		1.1	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0		0.0	
		上水道(断水率)	28.3		28.3		28.3	
		下水道(管きよ被害率)	4.4		4.4		4.4	
		閉じ込めにつながりうる エレベーター台数(台)	495	495	496	498	498	498
		震災廃棄物(万t)	66	66	66	66	66	66
	人的被害	死者(人)	175	175	80	80	120	121
		うち要配慮者死者数(人)	139	139	64	64	95	96
		負傷者(人)	2,390	2,391	1,683	1,683	2,085	2,085
うち重傷者(人)		250	250	198	198	318	318	
避難者(人)		75,876	75,915	76,103	76,161	77,119	77,212	
滞留者数(人)		-		308,764		308,764		
	うち帰宅困難者数(人)	-		53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	918		589		649		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

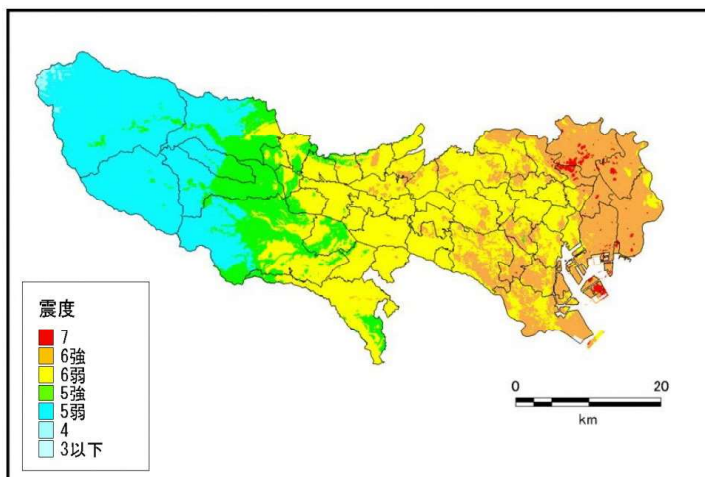
### 第3 都心東部直下地震の震度分布と被害想定

プレート内地震は都内のどこでも起こり得るため、参考として震度分布のみを提示。



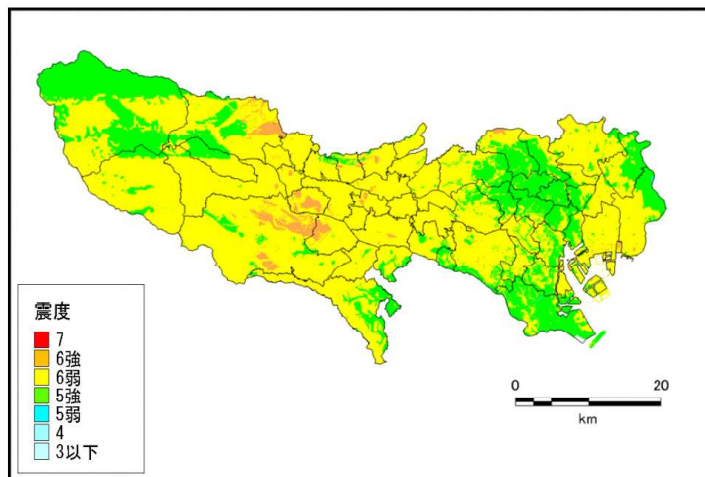
### 第4 都心西部直下地震の震度分布と被害想定

プレート内地震は都内のどこでも起こり得るため、参考として震度分布のみを提示。



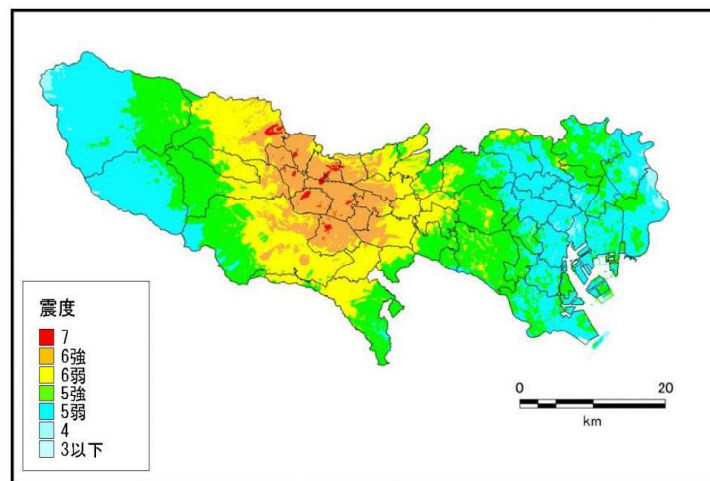
### 第5 多摩西部直下地震の震度分布と被害想定

プレート内地震は都内のどこでも起こり得るため、参考として震度分布のみを提示。



第6 立川断層帯地震の震度分布と被害想定

1. 震度分布



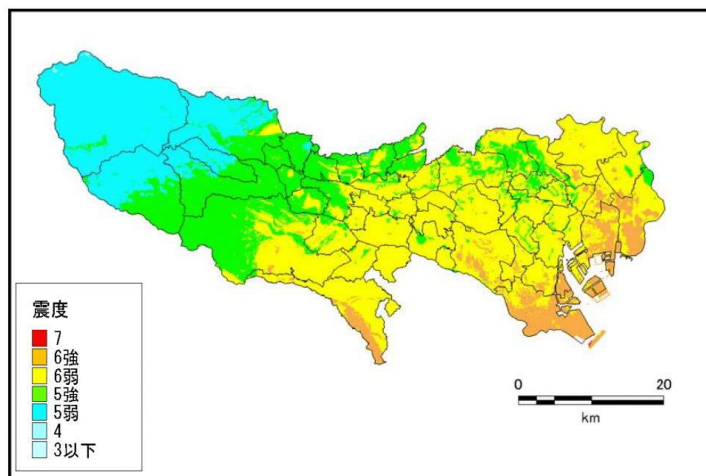
2. 被害想定

条件	時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	6		6		6	
		液状化(棟)	2		2		2	
		急傾斜地崩壊(棟)	0		0		0	
		計	8		8		8	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	3	3	4	4	8	9
	ライフ ライン	電力(停電率)	0.1		0.1		0.1	
		通信(不通率)	0.0		0.0		0.0	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0		0.0	
		上水道(断水率)	0.7		0.7		0.7	
		下水道(管きよ被害率)	1.0		1.0		1.0	
		閉じ込めにつながりうる エレベーター台数(台)	96	96	96	96	96	96
		震災廃棄物(万t)	1	1	1	1	1	1
	人的被害	死者(人)	0	0	0	0	0	0
		うち要配慮者死者数(人)	0	0	0	0	0	0
		負傷者(人)	49	49	34	34	36	36
うち重傷者(人)		1	1	1	1	1	1	
避難者(人)		4,866	4,866	4,874	4,875	4,896	4,899	
滞留者数(人)		-		308,764		308,764		
うち帰宅困難者数(人)		-		53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	3		2		2		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第7 大正関東地震の震度分布と被害想定

1. 震度分布



2. 被害想定

条件	時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	363		363		363	
		液状化(棟)	41		41		41	
		急傾斜地崩壊(棟)	1		1		1	
		計	404		404		404	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	47	49	77	81	158	164
	ライフライン	電力(停電率)	1.9		1.9		2.1	
		通信(不通率)	0.1		0.2		0.3	
		ガス(供給停止率)	0.0		0.0		0.0	
		上水道(断水率)	10.8		10.8		10.8	
		下水道(管きよ被害率)	2.4		2.4		2.4	
		閉じ込めにつながりうるエレベーター台数(台)	302	302	302	302	303	303
		震災廃棄物(万t)	19	19	19	19	19	19
	人的被害	死者(人)	25	25	13	13	21	21
		うち要配慮者死者数(人)	20	20	10	10	16	16
		負傷者(人)	634	634	447	447	559	559
うち重傷者(人)		39	39	38	38	68	68	
避難者(人)		27,829	27,839	27,989	28,007	28,418	28,452	
滞留者数(人)		-	-	308,764		308,764		
うち帰宅困難者数(人)		-	-	53,263		53,263		
	自力脱出困難者(人)	142		98		104		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

## 第8 身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

### 《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

### 《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

### 《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

### 《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

### 《帰宅困難者を取り巻く状況》

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

## 第9 首都直下地震に係る法整備

平成25(2013)年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26(2014)年3月に首都直下地震緊急対策推進基本計画が閣議決定（平成27(2015)年3月改定）されるとともに、都内全域が首都直下地震緊急対策区域に指定された。緊急対策区域を含む地方公共団体は、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、特定緊急対策事業推進計画を定めることができる。

さらに、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画が平成28(2016)年3月に中央防災会議幹事会決定、令和5(2023)年5月に最終改定され、各防災関係機関が行う応急対策活動の具体的な内容が定められている。

## 4-2 南海トラフ巨大地震

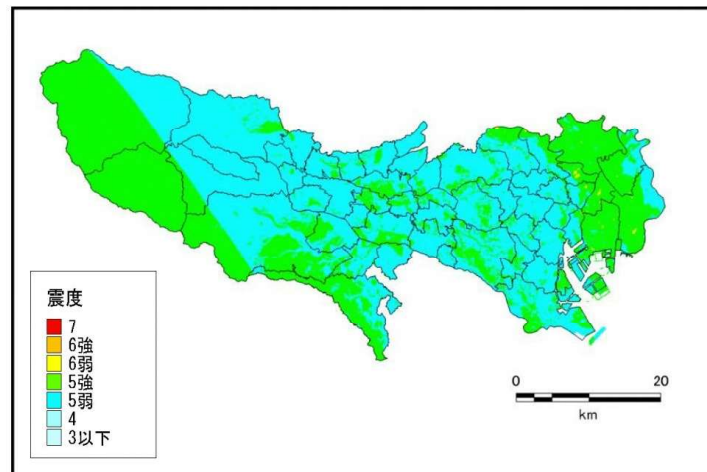
北区においては、南海トラフ地震の被害想定において、最大震度は5強程度とされており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」の指定地域に含まれていない。そのため、南海トラフ地震等の対応に関しては、都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

### 第1 南海トラフ巨大地震の被害想定

平成23(2011)年度から内閣府は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定を実施した。平成24(2012)年8月に公表されたこの被害想定結果は、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討」（平成23(2011)年9月28日中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告）したものとされている。このように設定された内閣府の南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、東京都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。そのため、平成24(2012)、25(2013)年度、東京都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施し、「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」として公表した。また、令和4(2022)年度には、その内容の更新を図り、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。内陸部では長周期地震動による被害が発生する恐れがある。



【首都直下地震等による東京の被害想定(令和4(2022)年5月)による震度分布】



第2 東海地震の対応

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているM8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29(2017)年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29(2017)年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は南海トラフ巨大地震の際の防災対策に基づくものとする。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	(1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 (2) 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	(1) 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 (2) 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

出典：南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件  
(気象庁、令和5(2023)年4月時点)

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】  
情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で  
情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>(1) 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生</p> <p>(2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>(3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<p>(1) 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>(2) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
調査終了	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

## 5 地域危険度

令和4(2022)年9月に東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」の概要は、次のとおりである。

### 5-1 調査の目的

東京都震災対策条例第12条の規定により次の目的で調査された。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

※ 地域危険度 条例及び公表の経緯、町丁目別危険度一覧表【資料編p573参照】

### 5-2 調査の方法

#### 第1 危険度の種類

地震動に起因する建物倒壊及び火災の危険性を評価し、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を測定した。また、避難や救助、消火活動などの災害時活動に寄与する道路等の整備状況を評価した「災害時活動困難係数」を測定した。さらに、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に「災害時活動困難係数」を加味して総合化し、「総合危険度」とした。

なお、本調査は、被害想定調査とは異なり、震源を特定した地震を想定しない。

#### 第2 調査方法

「地域危険度」とは、ある地域の地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を地域間で相対評価したものである。市街化区域を対象に、町丁目ごとの危険の度合いをランク1（危険度が低い）から、ランク5（危険度が高い）の五段階で評価した。

### 5-3 調査結果

#### 第1 建物倒壊危険度

「建物倒壊危険度」とは、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものである。この危険度は地域の建物特性と地盤特性により測定している。

#### 第2 火災危険度

「火災危険度」とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける可能性があり、その危険性の度合いを評価したものである。この危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

### 第3 災害時活動困難係数

地震により建物が倒壊したり火災が発生したりした時には、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）が、その後の被害の大きさに影響する。このような活動のしやすさ（困難さ）を、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標が「災害時活動困難係数」である。

### 第4 総合危険度

「総合危険度」とは、地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊（「建物倒壊危険度」）や火災の危険性（「火災危険度」）に、避難や消火・救助など、各種の災害対応活動の困難さ（「災害時活動困難係数」）を加味して、1つの指標にまとめたものである。

※ 地域危険度 町丁目別危険度一覧表、町丁目別危険度一覧表 【資料編p573参照】

※ 北区における地域危険度の分布 【資料編p577参照】

※ 地域危険度マップ（北区） 【資料編p578参照】

## 第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定

北区では、これまで、東京都地域防災計画及び北区地域防災計画に基づき、被害を軽減する減災の観点と早期からの復旧・復興対策の着手という観点から、減災目標の名称を「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」と設定し、災害対策を推進してきた。

このたび、都から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4(2022)年5月）」等を踏まえ、減災目標を次のとおり再設定し、以下の「3つの視点」と「分野横断的な視点」に基づく防災対策の推進によって、達成に向け取り組んでいく。

### 《減災目標》

2030年度(令和12年度)までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

### 《3つの視点》

1	家庭や地域における 防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
2	区民の生命を守る 応急体制の強化	業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、区民の生命を守り抜く
3	すべての被災者の安全で 質の高い生活環境と早期 の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

### 《分野横断的な視点》

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

## 第1部 総則

### 第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定

#### 《減災目標の達成指標》

##### ◆視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項目	2030年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率25%（区内）
木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置に対する支援や普及啓発の促進等を積極的に行い、区内における設置率を向上	
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率60%（区内）
木造住宅密集地域を中心に、消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている区民の割合	100%
各種媒体を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進	

##### ◆視点2：区民の生命を守る応急体制の強化

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率99%（2025年度） ・一般沿道 耐震化率90%（2025年度）
これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
区のBCP改定	BCPを改定
様々な事態にも対応できるBCPの改定を促進	
区内の受援応援体制の充実強化	受援応援計画等を策定
新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、区内の受援応援体制を強化	
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
都内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施	
一時滞在施設の確保	90%
行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設を早期確保	

##### ◆視点3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項目	2030年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
被災者が集まる避難先におけるWi-Fi等の設置を促進	
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し	
災害時トイレの確保	区内における災害時トイレ空白エリア解消
自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保	

## 第4章 複合災害への対応

### 1 はじめに

大正12(1923)年9月に発生した関東大震災では、台風による強風の影響で火災の延焼による被害の拡大が顕著となり、未曾有の大災害をもたらした。

また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。

近年では、令和2(2020)年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

以下に、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

#### 【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大</li><li>・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</li></ul>
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"><li>・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</li><li>・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</li></ul>
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生</li><li>・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</li></ul>

## 2 複合災害に備え留意すべき事項

---

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

### (共通事項)

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・互助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策等

### (大規模自然災害＋大規模自然災害)

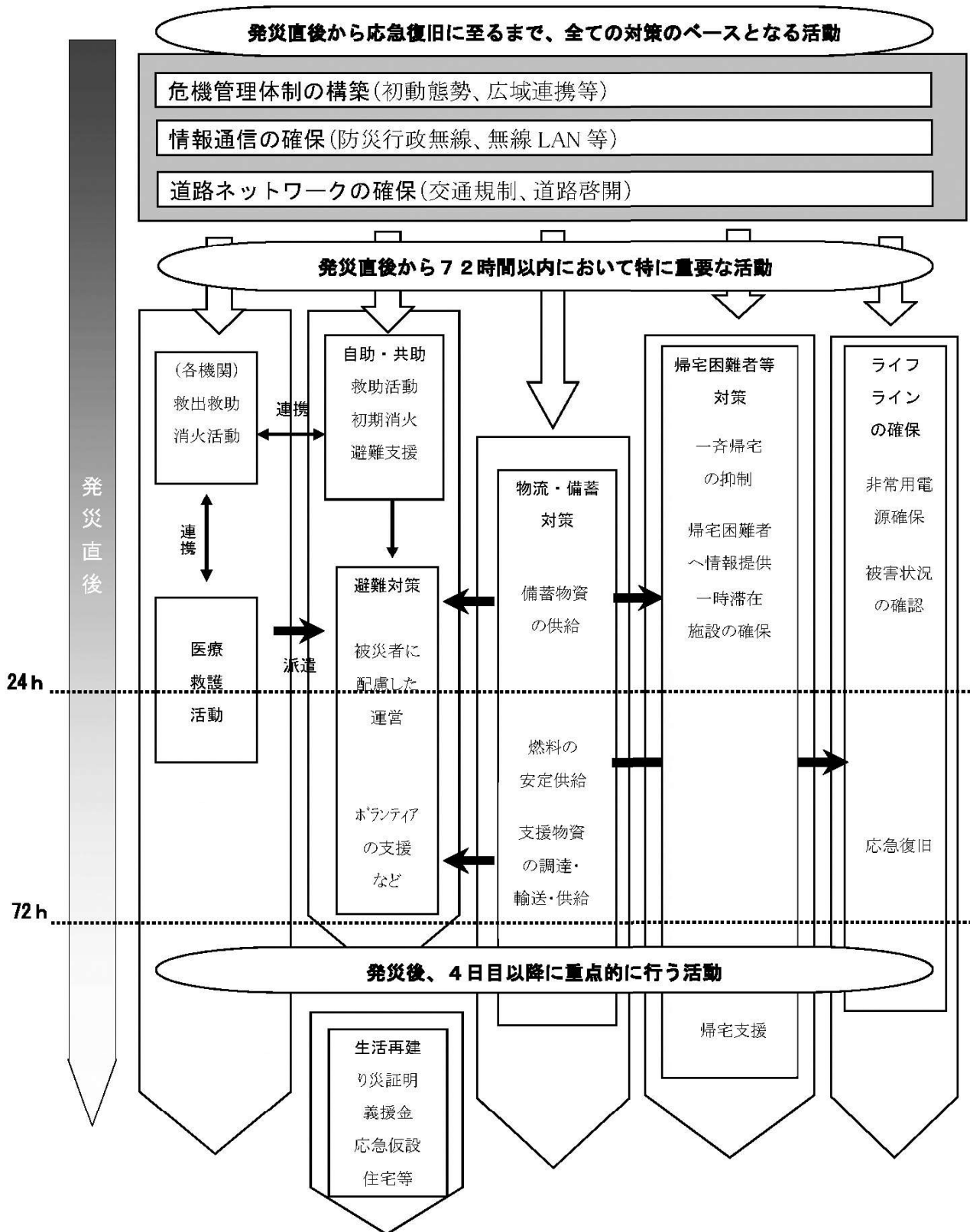
- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

### (感染症対策＋大規模災害)

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等



第5章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



## 第1部 総則

### 第5章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。

#### ○ 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

##### (危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

#### ○ 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

##### (救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

#### ○ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

##### (生活再建、帰宅支援)

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。